令和7年度信州屋根ソーラーPR業務仕様書(案)

この業務仕様書は、長野県(以下「委託者」という。)が行う令和7年度信州屋根ソーラーPR業務(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和7年度信州屋根ソーラーPR業務

2 委託期間

契約日から令和8年2月27日まで

3 事業の目的

ゼロカーボン社会の実現を目指す本県においては、再生可能エネルギーの生産量を 2010 年度 比3倍とする目標の達成に向けてその普及拡大に取り組んでいるところであり、住宅等の屋根 を活用した太陽光発電(屋根ソーラー)については特に積極的に推進しているところである。

本業務は、屋根ソーラーのメリットや普及の意義を県民や事業者等に対して周知、浸透を図ることにより「屋根ソーラーが当たり前の信州」に向けた機運を高めるため、令和6年度に運用を開始した県の屋根ソーラーポータルサイト「つなぐ信州屋根ソーラー」(以下「ポータルサイト」という。)を軸としたPRを行うものである。

4 業務内容

以下の仕様に基づき長野県における屋根ソーラーの普及促進のための広報等に関する業務を行うこととし、詳細については企画提案内容を基に委託者と協議、調整の上、決定すること。なお、仕様の詳細は別紙1のとおりとする。

- (1) 屋根ソーラー全般に関する普及啓発
- (2) 電気自動車(EV) と組み合わせた屋根ソーラー活用促進に係る広報
- (3) 長野県版ゼロ円ソーラー制度(仮称)の周知
- (4) その他

5 委託業務の要件

- (1) 本業務の受託者は、委託業務の実施に関して県が保有する情報資産を取り扱う場合は、 別紙3「情報資産等取扱特記事項」及び別紙4「個人情報取扱特記事項」の規定を遵守し、 適切な取扱いを行うこと。
- (2) 本業務の実施に当たり知り得た情報等を他に漏らしてはならない。この業務が終了した後においても同様とすること。
- (3) 受託者は成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

6 委託者への報告

- (1) 受託者は、本業務に係る委託契約締結日から 15 日以内に、事業実施計画書(任意様式) を委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、本業務が完了した日から30日が経過する日又は令和8年2月27日のいずれか早い方の日までに委託業務完了報告書(任意様式)を委託者に提出すること。

7 その他

- (1) 本業務の目的を充分に理解した上で業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、県と詳細に協議を行い、県の承認を受けて業務を行うこと。
- (3) 委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及び体制表を作成し、県へ提出すること。
- (4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議の上、書面によりこれを定める。
- (5) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (6) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議の上、仕様書変更の承認を得ること。
- (7) その他、本業務の実施に当たり生じた疑義等については、県と協議の上、合意した内容 に基づき業務を実施すること。

(別紙1)

仕様書4に掲げる業務内容の詳細については、以下のとおりとする。

1 全般的事項

本業務における広報ツール制作等に当たっては、ポータルサイトの内容・イメージに沿って、 統一的な印象となるよう配慮すること。(サイトのイラストやキャラクター等については、必要 に応じ委託者が受託者に提供する。)

(ポータルサイト URL https://www.yanesolar.pref.nagano.lg.jp/)

2 個別の業務内容

(1) 屋根ソーラー全般に関する普及啓発

<概要>

・本県では、太陽光発電の利活用の拡大を目指し「屋根ソーラーが当たり前の信州」に向けた 機運醸成に取り組んでおり、「信州屋根ソーラー普及パートナーシップ制度」を通じた民間 企業等との連携も活用し、ポータルサイトを軸とした広報活動を展開することにより、屋 根ソーラーの普及啓発を強化する。

<方向性>

- ・ポータルサイトのアクセス数を増やすことを第一の目的とする。
- ・屋根ソーラーの普及促進に当たっては、今後住宅を新築する層に対する訴求と、既存住宅 向けの広範囲な周知の両面を意識する。
- ・屋根ソーラー導入は個人にとっては大きな判断となり、実際の行動に移るまでには時間が かかることもあるため、短期的なPRに加えて継続的な打ち込みも重要。また、将来的に 「屋根ソーラーが当たり前の信州」を目指すためには学生や未成年者へのアプローチも必 要となる。

<業務内容>(業務内容や納期の詳細は契約後の協議により決定)

項目	仕様の詳細	納期目安**
	・CMコンテンツを制作し、番組の内容や視聴率を勘案して	
テレビCMの	上記方向性に適した番組を選定し、CMを放送する。なお、	5月
制作、放映	放映開始後の判断により期間途中の番組変更も可とする。	3月
	・放映期間は協議により決定する。	
デジタルサイ ネージにおけ る動画放映	・長野市内における、上記方向性に合致した場所に設置され	
	たデジタルサイネージを選定し、動画広告を放映する。	協議
	・放映期間は協議により決定する。	加
	・広告の内容はテレビCMと共通とする。	
店舗への広告掲出	・松本市内の上記方向性に合致したショッピングモール等	
	を選定し、ポータルサイトに関する広告を掲出する。	協議
	・掲出期間は協議により決定する。	
住宅雑誌への	・主に新築検討層へ訴求するため、県内において購読者の多	协举
広告掲出	い住宅雑誌にポータルサイトに関する広告を掲出する。	協議

※納期目安の月表示は令和7年度における各月を示す。

(2) EVと組み合わせた屋根ソーラー活用促進に係る広報

<概要>

- ・県土が広く、自動車への依存度が高い本県におけるゼロカーボン社会の実現に向けては、 運輸部門における二酸化炭素排出量の削減が不可欠であり、自家用車や事業用車両の電動 化が大きなポイントとなっている。
- ・電気自動車 (EV) は屋根ソーラーとの親和性が高いため、近い将来EV普及がさらに進む ことを見据え、屋根ソーラーとEVを組み合わせたライフスタイルのイメージを今のうち から浸透させ、普及期におけるスムーズなEVへの転換につなげる。
- ・県が実施する個人住宅向けの太陽光発電設備等の導入支援制度である「既存住宅エネルギー自立化補助金」について、令和7年度からはV2H機器(電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)のバッテリーに貯めている電力を、住宅で使えるようにするための機器)の導入支援を強化する形で、事業名の変更を含む制度見直しを予定しており、当該補助制度に関する周知も併せて行う。

<方向性>

快適で災害にも強い、屋根ソーラーとEVの組み合わせによるエネルギー自家消費型ライフスタイルにシフトすることで、質の高い「ちょっと未来の暮らし」を実現できることをアピールする。

<業務内容>(業務内容や納期の詳細は契約後の協議により決定)

項目	仕様の詳細	納期目安**
特設サイトの制作	・県の太陽光ポータルサイト「つなぐ信州屋根ソーラー」内に特設サイトを制作する。 ・コンテンツの詳細は委託契約後に協議して決定するものとするが、概ね次の事項を含むものとする。なお、基本的な内容を委託者から提供するものとする。 ・ゼロカーボンに向けた屋根ソーラー+EVの意義・事例紹介によるライフスタイル別の活用メリット・県の補助制度の紹介・その他関連事項 ・イラスト等を用いてわかりやすく表現すること。・コンテンツの共通仕様は別紙2のとおりとする。	4月下旬
パンフレット の制作	 ・特設サイトの内容の抜粋など、屋根ソーラーとEVを組み合わせた活用メリットを伝える内容とすること。 ・県からの配布だけでなく、住宅会社等が顧客への説明に使いやすいものとするよう配慮すること。 ・紙質を工夫する等、長く持っていたくなるような質感とすること。 	4月下旬

県の補助金制	・補助制度の内容については、委託契約後速やかに委託者か	
度の周知チラ	ら連絡する。	4.日下句
シ、ポスター	・データ納品 (イラストレータ、PDF) のみとする。	4月下旬
の制作	(印刷は県にて行う。)	

※納期目安の月表示は令和7年度における各月を示す。

(3) 長野県版ゼロ円ソーラー制度(仮称)の周知

<概要>

- ・屋根ソーラーによる発電は環境負荷も低く、設置者の光熱費削減にもつながるなど様々なメリットがあるが、普及に当たっては初期コストの負担がネックとなることが少なくない。そこで県では、事業者側が設備を所有したまま、住宅の屋根等に設備を設置することで初期コストの負担なく太陽光パネルを導入できる「初期費用ゼロ円ソーラー」普及のための事業を令和7年度早期に開始予定。(施策スキーム案については別添のとおり)
- ・現在既に「初期費用ゼロ円」で設備導入できるサービスは存在するが、仕組みの認知不足や 長期契約の不安感等により十分に普及しているとは言えない状況である。そこで、県が事 業者等とも連携して「ゼロ円ソーラー」の制度を構築し、県が関わる仕組みであることを アピールすることで不安を解消、県内住宅において「ゼロ円ソーラー」の普及を促す。

<方向性>

- ・「ゼロ円ソーラー」が今後の県の「イチ押し施策」であることを県民や事業者に強く打ち出 すため、様々な媒体を活用して積極的にPR。
- ・「ゼロ円ソーラー」の仕組みを分かりやすく伝えつつ、県が進める取組であり、安心して利用できるサービスであることをアピールする。
- ・この制度によりソーラーを導入することで、県のゼロカーボンの取組にも貢献できること をアピールする。
- ・広く県民に内容を伝えることはもちろんのこと、県がゼロ円サービスの取組に本格的に注力し、県内の需要を喚起していくことを示すことで、県外含む多くのゼロ円サービス事業者の県のゼロ円制度への参入検討を促進するものであること。

<業務内容>(業務内容や納期の詳細は契約後の協議により決定)

項目	仕様の詳細	納期目安**
特設サイトの制作	・県の太陽光ポータルサイト「つなぐ信州屋根ソーラー」内に「ゼロ円ソーラー制度」の特設サイトを制作 ・コンテンツの詳細は委託契約後に協議して決定するものとするが、概ね次の事項を含むものとする。なお、基本的な内容を委託者から提供するものとする。 ・ゼロ円ソーラーの仕組み・メリット ・県の制度の紹介 ・その他関連事項	5月

	イラスト等を用いてわかりやすく表現すること。	
	・コンテンツの共通仕様は別紙2のとおりとする。	
	・特設サイトの内容の抜粋などにより構成し、上記方向性を	
パンフレット の制作	意識した内容とすること。	- 0
	・県からの配布だけでなく、住宅会社等が顧客への説明に使	5月
	いやすいものとするよう配慮すること。	
	・県のゼロ円ソーラー事業の開始を伝える。	
女用 七 七	・方向性にも記載のとおり、県の屋根ソーラー普及に向けた	- 0
新聞広告	重点的施策であることを意識した広報内容とすること。	5月
	・信濃毎日新聞における 15 段カラー広告とすること。	
	・CMコンテンツを制作し、番組の内容や視聴率を勘案して	
テレビCM	上記方向性に適した番組において放送する。	協議
	・放映期間は協議により決定する。	
ユージナル	・SNS などインターネット上の媒体を用いて、テレビをあま	<i>Lh</i> =¥:
ウェブ広告	り視聴しない層などにも効果的に訴求できること。	協議
日田田コンナンナ	・JR長野駅における懸垂幕広告を掲出する。	
長野駅におけ	・新幹線利用等の観光客が多く、県の「玄関口」ともいえる	<i>L-h</i> =¥±
る懸垂幕広告の掲出	長野駅において「ゼロ円ソーラー」の広告を掲出すること	協議
	で、県内外に重点的施策であることをPRする。	
上田駅前にお けるタペスト リー広告の掲 出	・上田駅前におけるタペストリー広告を掲出する。	
	・東信地域は本県の中でも太陽光発電に適した地域であり、	
	上田駅前の人通りの多い場所に県のゼロ円ソーラーの広	協議
	告を掲出することで、ゼロ円ソーラー事業の利用促進を図	
	る。	

※納期目安の月表示は令和7年度における各月を示す。

(4) 広報活動に関する効果測定・分析

- ・本業務の開始前と実施後の2回、県の施策や広報の認知に関する調査により本業務の効果 を測定し、今後の屋根ソーラーに係る広報活動の方針検討の基礎となるデータを収集する。
- ・調査サンプル数は各回 1,000 件程度とし、調査方法と合わせ詳細は契約後に委託者と協議の上、決定すること。

(別紙2) ウェブサイトコンテンツ共通仕様

(1) サイトの	・洗練され、利用者が必要な情報を見つけやすいデザインとする。
作成及びデザ	・閲覧者の関心を引き、太陽光発電に関する知識やメリット等をわかり
イン	やすく伝えるためのデザイン及びコンテンツを提供する。
	・スマートフォンやタブレット向けにパソコン用サイト内の表示を最適
	化できるようにする。
(2) コンテン	・受託者は特設コンテンツのソースコード及び画像等を委託者に納品
ツの掲載方法	し、委託者において成果品をポータルサイトに掲載する方式を基本と
	するが、詳細は委託契約後に協議の上、決定すること。
(3) その他要	・アクセシビリティに配慮された設計仕様であること。(JIS X8341-3 に
件·留意事項	準拠)
	・他者の知的財産権を侵害しないよう配慮すること。
	・作成にあたって、コンテンツ作成案を提出し、適宜委託者と情報共有
	すること。
	・独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンターが作成した「安
	全なウェブサイトの作り方」を参考に構築すること。

情報資産等取扱特記事項

長野県情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産等(情報システム、電子計算機及びネットワークで取り扱うデータ、システムで出力される帳票等)について、次のとおり取り扱うものとする。

(情報資産等の漏えいの禁止)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に洩らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された情報資産等を、滅失、改ざん及び破損してはならない。

(情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄)

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う情報資産等が必要でなくなった場合には委託者の指示により、速やかに情報資産等の掲載された資料等を、返還又は破棄しなければならない。

(情報資産等の目的外使用の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産 等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(情報資産等の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、委託者から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(職員等の義務の周知徹底)

第6 受託者は、受託者の職員に対し、個人情報の保護に関する法律第67条に規定する従事者 の義務及び第176条から第180条に規定する罰則について、その周知徹底に努めるものとす る。

(再委託の禁止)

- 第7 受託者は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を受けたときは、この限りではない。
- 2 受託者は、前項の規定により委託者の承諾を受け再委託を行うときは、再委託先に対して、 この情報資産等取扱特記事項に規定する機密保持義務を負わせるものとする。

(作業場所の特定)

第8 受託者は、この契約により個人情報を取り扱う業務について、作業場所を特定しなければならない。ただし、委託者の承諾を得て特定した作業場所以外で作業を行う場合には、個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 受託者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなくてはならない。

個人情報取扱特記事項

(個人情報の漏えいの禁止)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報を、滅失、 改ざん及び損傷してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合 には、委託者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなけれ ばならない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を 目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から 引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(再委託の原則禁止)

第6 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第7 受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、委託者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。